消費者事故対策に関する行政評価・監視 - 医業類似行為等による事故の対策を中心として - 結果 (ポイント)



○消費者事故等の通知制度の実効性を確保するとともに、医業類似行為による健康被害等に対する 指導等を推進するよう、令和2年11月17日、消費者庁及び厚生労働省に対して改善を求めた

(総務大臣から消費者庁長官及び厚生労働大臣に勧告)

背黑

- 高齢化の進行や健康志向の高まり等を背景に、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうといった施術やエス テティックサービスなどの利用が増加
- 一方、都道府県等の消費者行政担当部局(消費生活センターを含む)や衛生担当部局(保健所を含む)には、これらの施術により健康被害が生じたとする相談あり
- 関係機関における医業類似行為等による事故への対応状況の実態は必ずしも明らかとなっていない

(ま) もう少し知りたい



勧告①

消費者庁は、都道府県等に対し、通知制度の意義等について改めて周知徹底すること。また、 既存の通知制度の枠組みの見直しを含め、それを的確に運用するための取組方策について検討 すること

✔ 保健所、警察機関及び消防機関が受け付けた健康被害情報を含む苦情、相談及び救急搬送を通じて得られた情報が、消費者庁に通知されていない

(ま) もう少し知りたい



勧告②

厚生労働省は、都道府県等に対し、関係法令に基づく指導の権限を示した上で、事業者等に対する必要な指導の徹底を要請すること

✓ 医業類似行為による健康被害及びエステサロン等における無資格者によるアートメイクに関する相談に対して、 多くは事実確認を行わず、関係機関の案内のみ実施

(まう少し知りたい)

プ<u>もっと詳しくは</u>